

(配布先)

施工担当部署長、建設所長
副部長、副所長
設備部長、安全長、安全主任
S・BLC関西社
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2019-09)

令和元年5月23日

関西支店

安全環境部長



【紙回覧】「労災隠し」の根絶再徹底について(要請)

安全環境本部安全部長より、「労災隠し」の根絶再徹底について要請
がありましたので連絡します。

今回の「労災隠し」の事案は、他支店で発生しました。取引業者へ
「労災隠し」の根絶再徹底してください。

・事業主及び一人親方や私病の災害についても、被災者経過報告書を
治癒まで報告してください。

なお、作業所が竣工して解散した後の「被災者の経過報告書」は、雇用
主から部署の安全長等への提出を求め、安全環境部へ届くように宜しく
お願いします。

以 上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 19-11
令和元年 5 月 22 日

安全環境本部

安全部長



「労災隠し」の根絶再徹底について（要請）

過日、当社作業所で発生した「労災隠し」により二次下請の事業者が送検され、当社及び一次下請の事業者に指導票が発行されました。

今回の事案は、二次下請の労働者が足場布板を台車で運搬中、当該足場布板が被災者の右膝関節にあたり、半月板を損傷するという休業4日以上労働災害が発生したにもかかわらず、一人親方の可能性等を理由に、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったというものです。

つきましては、別紙「労災隠しとは」を参考に、今回の指導票による下記の指導内容について作業所関係者に周知し、「労災隠し」の根絶を再徹底してください。

記

1. 下請事業者に対し、現場で事故が発生し、作業員が怪我をした場合、現認者がおらず、労働災害でなく私病、一人親方の可能性がある作業員の事故であっても、総括安全衛生責任者に報告するように指導し、報告を徹底させること。
2. 下請事業者より事故の報告があれば、すぐ事故の調査を行い、労災事故であり作業員が4日以上休業した場合、下請事業者に遅滞なく様式第23号により労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に提出するように指導すること。

以 上

労災隠しとは

- 労働者死傷病報告（様式第 23 号もしくは第 24 号）提出義務違反
（安衛法 第 100 条 1 項（同規則第 97 条）違反）
※虚偽報告も同様
- 統括管理状況等報告の提出義務違反

【参考 1】労災隠し発生の典型的なパターン

- ①被災者本人が“たいしたことはない”と言っていたので、安心してフォローをしなかった。
- ②被災者雇用事業主等の“たいしたケガではないので自社で処理するから”との甘い言葉に乗ってしまう。
- ③元請と雇用事業主等と共謀して意図的に隠す ⇔ 元請も同罪（100 条違反）
→ 共同正犯，教唆犯，幫助犯（刑法）
- ④被災者雇用事業主等下請業者が保身等のため，元請けへ報告せず，現金，健康保険または自社の労災扱いとして処理 ⇔ 元請への配慮

【参考 2】労災隠しが発覚するパターン

- ①雇用主等の「援助」が途切れたとき
- ②雇用主等と感情的なトラブルが発生したとき
- ③被災者が生活に困ったとき
- ④被災者に支援団体等がつき，その“支援”を受けたとき
- ⑤一旦治癒した後，再発や障害が残った場合で，雇用主等に申し出たが相手にされなかったとき など